

入札説明書等に関する質問回答書(参加資格関係、第1回(変更版))

| No. | 資料名 | タイトル | 頁 | 該当箇所 | | | | | 内容 | 回答 | 変更 |
|-----|-------|----------------|---|------|----|---|-----|----|--|---|----|
| | | | | 章 | 項 | 目 | 節 | 細目 | | | |
| 1 | 入札説明書 | 前書き | 1 | | | | | | 「なお、入札説明書等と本事業に係る実施方針(平成21年10月9日公表の変更版・・・)とに相違がある場合には、入札説明書等の記載内容を優先するものとする。」とありますが、入札説明書等と記載内容に相違がないものは有効と考えてよいですか。特に入札説明書の公表前の質問回答書は有効ですか。 | ご理解のとおりです。 | |
| 2 | 入札説明書 | 事業場所 | 1 | 1 | 2 | | | | 事業場所は「佐世保市桜木町7-16 佐世保市山の田浄水場内 佐世保市瀬戸越丁目1452 佐世保市大野浄水場内」と記載されていますが、場外の工事範囲について事業場所として明示する必要がありませんでしょうか。 | 場外については、道路管理者等の他管理者の用地を占用し、又は一時使用する形となりますので、事業場所としては明示しません。 | |
| 3 | 入札説明書 | 設計に伴う各種申請等の補助 | 2 | 1 | 5 | 2 | (1) | ③ | 設計に伴う各種申請等の内容及び補助作業が必要となる時期をご教えてください。 | 各種申請等の内容については、実施方針に関する質問回答書(修正版)No.54をご参照ください。また補助作業の内容については、実施方針に関する質問回答書(修正版)No.53に記載のとおりですので、必要となる時期は設計業務の進捗を踏まえて事業者が判断してください。 | |
| 4 | 入札説明書 | 国庫補助申請の補助 | 2 | 1 | 5 | 2 | (1) | ④ | 国庫補助申請は厚生労働省の水道施設整備費補助(高度浄水施設等)及び防衛省の民生安定施設補助を受けられる予定であると1.6に記載されていますが、その補助作業の内容及び作業が必要となる時期をご教えてください。 | 補助作業の内容については、実施方針に関する質問回答書(修正版)No.57、58をご参照ください。作業の時期については、年間を通して随時必要となります。 | |
| 5 | 入札説明書 | 事業用地等の使用に関する事項 | 4 | 1 | 9 | | | | 「・・・事業者は本市の許可を得てこれを無償で使用することができる。」と記載されていますが、許可が得られないことが想定される事項があれば教えてください。 | 本事業においては既存施設を運用しながらの工事となります。そのため、既存浄水処理の運用及び管理上支障をきたす場合については許可できない場合があります。 | |
| 6 | 入札説明書 | 許認可等の取得に関する事項 | 4 | 1 | 10 | | | | 「本市は、事業者が本事業の実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で協力を行う。」と記載がありますが、建築確認申請は市で申請し、水道法の受託水道技術管理者の届けは事業者が行う等区分を明示いただけませんか。 | 設計建設段階の許認可等については、実施方針に関する質問回答書(修正版)No.53～61をご参照ください。また、受託水道技術管理者の届けは事業者が行ってください。 | |
| 7 | 入札説明書 | 許認可等の取得に関する事項 | 4 | 1 | 10 | | | | 「届出の時期は、事業者の決定後、可及的速やかに行う予定である。」は「届出は、事業者の決定後、可及的速やかに行う予定である。」の表現が適切ではないでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | |
| 8 | 入札説明書 | 許認可等の取得に関する事項 | 4 | 1 | 10 | | | | 「また、事業者は、本市が行うその他の各種申請等についても・・・」は「また、事業者は、本市が行う本事業の実施に関するその他の各種申請等についても・・・」と追記いただけませんか。 | ご要望のとおり追記することとします。 | |
| 9 | 入札説明書 | 入札参加者の構成等 | 4 | 2 | 1 | | | ② | グループで入札に参加する場合に定める代表企業は、市内業者である必要はないとの理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | |
| 10 | 入札説明書 | 入札参加者の構成等 | 5 | 2 | 1 | | | ④ | 「④落札者は、本事業に関する基本協定の締結後、維持管理及び運営業務委託契約の締結までに、対象施設の維持管理・運営業務の遂行を目的とする特別目的会社を設立する。」となっています。一方、P.10の表3-1入札などの日程(予定)では「基本協定締結日から平成26年12月26日までの間に契約することになっております。また、基本協定書(案)では、平成26年9月末までにSPCを設立することとなっていますので平成26年9月末までに設立すればよいと考えてよいですか。 | ご理解のとおりです。 | |
| 11 | 入札説明書 | 入札参加者の構成等 | 5 | 2 | 1 | | | ⑤ | 「構成員のうち市内業者の株式保有割合の合計は、SPCの設立から維持管理・運営の終了まで100分の30以上としなければならない。」とありますが、これは代表企業、設計企業他と並んで市内業者が必ず100分の30以上を保有する出資予定会社となる必要があるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。なお、No.85、86の回答もご参照ください。 | |
| 12 | 入札説明書 | 入札参加者の構成等 | 5 | 2 | 1 | | | ⑤ | 「構成員のうち市内業者の株式保有割合の合計は、SPCの設立から維持管理・運営の終了まで100分の30以上としなければならない。」とありますが、これは市内業者が出資予定会社になるか否かは任意であるが、出資予定会社となる場合には100分の30以上を保有しなければならない、という理解が正しいでしょうか。 | 市内業者は、少なくとも1社が出資予定会社となり、かつ100分の30を超えて出資する必要があります。なおNo.85、86の回答もご参照ください。 | |
| 13 | 入札説明書 | 入札参加者の構成等 | 5 | 2 | 1 | | | ⑥ | 入札参加申請時にはグループ各社の役割分担は決定できますが、設計図等が未完成であり、その金額を確定させる事はできません。したがって申請時には市内業者の持分が20%以上となるように配慮し設定したとしても、入札時には20%を大幅に下回る可能性もありますが、この場合でも入札参加の構成要件を満たしていると判断してよろしいでしょうか。 | 入札時においても極力20%以上になるよう配慮ください。なお、技術提案書の審査に際して評価項目の一つとなる点にご留意ください。 | |
| 14 | 入札説明書 | 入札参加者の構成等 | 5 | 2 | 1 | | | ⑥ | 「市内業者が分担する業務等は、建設工事請負代金の100分の20以上相当になるよう努めなければならない。」とあります。貴市の地元育成の趣旨を勘案し最大限努力する所存ではございますが、これは努力目標であり、あくまでも義務ではないという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりですが、地元育成のためにご配慮願います。 | |
| 15 | 入札説明書 | 入札参加者の構成等 | 5 | 2 | 1 | | | ⑥ | 「⑥市内業者が分担する業務等は、建設工事請負代金の100分の20以上相当になるよう努めなければならない。」となっていますが、ここでの市内業者とは佐世保市に納税義務のある「佐世保市内に本店を有する企業」と考えてよいでしょうか。 | 市内業者の定義は、入札説明書2.1①、また関連事項として2.2.1をご参照ください。 | |
| 16 | 入札説明書 | 入札参加者の構成等 | 5 | 2 | 1 | | | ⑥ | 「⑥市内業者が分担する業務等は、建設工事請負代金の100分の20以上相当になるよう努めなければならない。」となっていますが、100分の20以上相当とは例えば100分の19でも認められるとの理解でよろしいですか。 | ご理解のとおりですが、技術提案書の審査に際して評価項目の一つとなる点にご留意ください。 | |

入札説明書等に関する質問回答書(参加資格関係、第1回(変更版))

| No. | 資料名 | タイトル | 頁 | 該当箇所 | | | | | 内容 | 回答 | 変更 |
|-----|-------|-------------------------|---|------|---|---|-----|---|--|----|----|
| | | | | 章 | 項 | 目 | 節 | 細目 | | | |
| 17 | 入札説明書 | 入札参加者の構成等 | 5 | 2 | 1 | ⑥ | | 「市内業者が分担する業務等は、建設工事請負代金の100分の20以上相当になるよう努めなければならない。」について ① 入札説明会においてもご説明いただきましたが改めて質問させていただきます。100分の20以上相当の金額には、グループ構成員以外の市内業者へ下請で発注する金額を含めてもよろしいでしょうか。すなわち、以下の(A)+(B)で建設工事請負代金の100分の20以上相当になるよう努めなければならないという理解でよろしいでしょうか。 (A)グループ構成員の市内業者が分担する業務の金額 (B)建設工事の中で、『グループ構成員』から『構成員ではない市内業者』へ発注する金額 ② ①の補足ですが、(C)として、『グループ構成員の内の市内業者』から『構成員ではない市内業者』へ発注する金額がある場合、(A)+(B)+(C)で建設工事請負代金の100分の20以上相当になるよう努めなければならないという理解でよろしいでしょうか。 ③ ①の理解が正しい場合、構成員でない下請業者に発注する金額は一次下請だけでなく、二次下請以降も含められるとの理解でよろしいでしょうか。 ④「建設工事請負代金」とは、設計業務の代金は含まず、あくまでも建設工事に関わる請負代金という理解でよろしいでしょうか。 | 建設工事請負代金の100分の20以上については、設計業務の代金を含めた建設工事請負代金について、二次請以降を含め、下請で発注する金額を含めて構いません。ただし、②のような二重計上等はみとめられません。 | | |
| 18 | 入札説明書 | 他グループの構成 | 5 | 2 | 1 | ⑦ | | 「ただし、脱水機器メーカーや市内業者等が・・・」の「等」とは、出資予定会社以外の全てが対象との理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | | |
| 19 | 入札説明書 | 共通の入札参加資格要件 | 5 | 2 | 2 | 1 | ④ | 「アドバイザー業務に関わっている法人又はその関連会社」は入札に参加出来ないとの記載があります。しかし、技術評価委員会の委員または所属法人と常時又は不定期な契約(費用を含む)や業務(研究開発業務やコンサルタント業務)関係のある企業も利害関係者と考えられますが、これら企業が入札できないとする項目はありません。これらの利害関係者が入札参加しても、入札及び審査の公正性・公平性を担保できる根拠をご教示下さい。 | 本事業の審査委員について追記しますのでご確認ください。 | | |
| 20 | 入札説明書 | 設計企業に関する要件 | 6 | 2 | 2 | 2 | (1) | 実態の設計業務は最良の設計図書を作成することを目的に、グループ構成員が一丸となって行うものであり、設計企業が単独で設計業務の全てを行うことは非効率と考えます。したがって設計企業は複数の会社が存在するべきかと思えます。そこで、建設企業や維持管理企業と同様に、設計企業が複数の場合は、当該企業全体で設計企業に関する各要件のすべてを満たせばよいという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | | |
| 21 | 入札説明書 | 共通の入札参加資格要件 | 6 | 2 | 2 | 2 | (2) | ① 質問回答書(9月7日公表)No.102では、一部実績でも可とっていますが、実施方針に関する質問回答書(修正版)(10月9日公表)では、その項目が削除され、さらに12月11日公表の実施方針に関する質問回答書(修正版)に対する質問回答書No.9では、実施方針(変更版)の通りとなっています。入札説明書において一部実績を可とするのか不可とするのか明確になっていないと思われる。建設企業に求められる要件として、浄水場建設の一部実績でも可なのか、一式工事を必要とするのか、明確な回答をお願いします。 | 膜ろ過装置の設置工事を行う企業のみを対象とする要件で、一部実績は不可とします。 | | |
| 22 | 入札説明書 | 入札参加者の構成等 | 6 | 2 | 2 | 2 | (2) | ② 建設工事を1社で請け負う場合は、土木一式もしくは建築一式のどちらかの特定建設業許可があれば良いと考えて宜しいでしょうか。 | 建設業法に基づき必要な許可を取得してください。 | | |
| 23 | 入札説明書 | 入札参加資格要件を満たさなくなった場合の取扱い | 7 | 2 | 4 | | | 入札参加資格要件の対象となる二期間の節目である「入札書類の提出期限日」とは、技術提案書の提出期限日である6月11日という理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | | |
| 24 | 入札公告 | 調達コストの目安 | 1 | 3 | | | | 入札公告において、調達コストの目安が「9,850,000,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)」と公表されています。この金額は、通常、水道局から発注される建設工事の場合の予定価格に相当するものでしょうか。若しくは、最低制限価格の算出方法による最低制限の目安となる価格でしょうか。ご教示ください。予定価格の場合、調達コストの目安である「9,850,000,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)」は「入札説明書」15ページの「5.5.3 総合評価点の算定と落札者の決定」の(1)①の「予定価格」と同一と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 予定価格はNo.25の回答のとおりですので、同一ではありません。 | | |
| 25 | 入札説明書 | 調達コストの目安 | 7 | 2 | 5 | | | 調達コストの目安とありますが、予定価格及び最低制限価格の公表はあるのでしょうか？ | 予定価格は公表しません。また、最低制限価格は設定しません。 | | |
| 26 | 入札説明書 | 調達コストの目安 | 7 | 2 | 5 | | | 調達コストの目安の内訳とコストの積算方法をご教示願います。 | 予定価格の公表を行いませんので、内訳や積算方法も公表しません。 | | |
| 27 | 入札説明書 | 調達コストの目安 | 7 | 2 | 5 | | | 調達コストの目安について、どのようにして算出されたのでしょうか。また予定価格とは違うとのことですが、どのようにして予定価格を決定されるのでしょうか。また調達コストの目安より高くなる事があるのでしょうか。 | No.25、26の回答をご参照ください。 | | |
| 28 | 入札説明書 | 調達コストの目安 | 7 | 2 | 5 | | | 調達コストの目安が公表されましたが、予定価格は公表されないのでしょうか。また予定価格は、調達コストの目安の金額より高い金額で設定されていると理解して宜しいでしょうか。 | No.25、26の回答をご参照ください。 | | |
| 29 | 入札説明書 | 調達コストの目安 | 7 | 2 | 5 | | | 最低制限価格は設定されるのでしょうか。設定される場合、金額は公表されますでしょうか。 | No.25の回答をご参照ください。 | | |
| 30 | 入札説明書 | 調達コストの目安 | 7 | 2 | 5 | | | 調達コストの目安を設定されております。しかし、一般的に積算価格との差異が不明のため、その取扱いが不明確です。よって調達コストの設定方法を御開示願います。また、予定価格は別途設定とのことでしたが、それは公表されるのでしょうか。関連して、通常の競争入札で設定される最低制限価格は設定されるのか、ご教示願います。 | No.25、26の回答をご参照ください。 | | |

入札説明書等に関する質問回答書(参加資格関係、第1回(変更版))

| No. | 資料名 | タイトル | 頁 | 該当箇所 | | | | | 内容 | 回答 | 変更 |
|-----|-------|------------|----|------|---|--------|---|----|--|---|----|
| | | | | 章 | 項 | 目 | 節 | 細目 | | | |
| 31 | 入札説明書 | 調達コストの目安 | 7 | 2 | 5 | | | | 調達コストは入札予定価格ではないため、調達コストを上回った金額でも、入札として認められますか。 | 入札としては認められますが、予定価格を上回った場合、価格点は0点となります。 | |
| 32 | 入札説明書 | 調達コストの目安 | 7 | 2 | 5 | | | | 実施方針に関する質問回答書(修正版)に対する質問回答書No.6に、「調達コストの目安は予定価格ではありません」と記載されていますが、調達コストの目安とは別に予定価格を設定されているのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | |
| 33 | 入札説明書 | 調達コストの目安 | 7 | 2 | 5 | | | | 最低制限価格は設定されていますか。設定されている場合、市HPにてH21年2月19日に公表されている「最低制限価格の算出方法の改正について(お知らせ)」に従い設定されているのでしょうか。また、その場合の工種はどれにあたりますでしょうか。 | No.25の回答をご参照ください。 | |
| 34 | 入札説明書 | 入札の延期等 | 8 | 2 | 8 | ① | | | 本市は、次の場合には入札の延期又は中止をする。とありますが、①の入札参加資格確認結果の通知日において、入札参加者が1者以下であった場合中止になるのでしょうか、延期になるのでしょうか、又この場合の延期というのは、検討した結果1社で行う事もありえるのでしょうか。 | 中止となります。 | |
| 35 | 入札説明書 | 入札等の延期 | 8 | 2 | 8 | ① | | | 入札参加者が1者以下の場合には、入札は延期又は中止されることとなりますが、その後佐世保市としてはどの様に対処される方針かお聞かせください | No.34の回答のとおり入札が中止になった場合に検討します。 | |
| 36 | 入札説明書 | 入札の延期等 | 8 | 2 | 8 | ① | | | ①で「入札参加資格確認結果の通知日において、入札参加者が1者以下であった場合」と規定されていますが、延期の場合というのは、今回と同じ条件で再度入札公告がされるということでしょうか。 | No.34、35の回答をご参照ください。 | |
| 37 | 入札説明書 | 入札の延期等 | 8 | 2 | 8 | ① | | | ①で「入札参加資格確認結果の通知日において、入札参加者が1者以下であった場合」と規定されていますが、通知日以降に入札辞退者があって、結果的に入札者が1者になった場合には、当該入札は有効となるのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | |
| 38 | 入札説明書 | 入札の延期等 | 8 | 2 | 8 | ① | | | 「入札参加資格確認結果の通知日において、入札参加者が1者以下であった場合は、入札の延期又は中止をする」とありますが、延期された場合の入札において、入札参加者が1者以下であった場合が続いた場合はどのような処置となるのでしょうか。 | No.34、35の回答をご参照ください。 | |
| 39 | 入札説明書 | 入札の延期等 | 8 | 2 | 8 | ② ③ | | | 「次の場合には入札の延期又は中止をする。」と記載されており、②・③について「必要があると認めるとき」との記載は、どの場合が中止で、どの場合が延期なのか明確ではないと思われれます。10月9日公表の質問回答書(修正版)No.133では、入札参加者が1者以下の場合、入札中止と明確に回答されています。よって①の場合は中止と理解できますが、②③の場合の対応が不明確です。②「郵便事情等により事故が発生した場合」は、中止ではなく「延期」の対応が妥当、③「不正な行為等」は公平性・公正性が担保されず、そうしたことがあれば「認める」までもなく「中止」が妥当かと考えます。各々の場合の対応について明確な回答をお願いします。 | ご理解のとおりです。 | |
| 40 | 入札説明書 | 入札の無効 | 8 | 2 | 9 | ② | | | 「委任状のない代理人のした入札は無効」とありますが、本案件は郵便入札のため、委任状は不要かと思いがいかがでしょうか。 | 入札書の取り扱いに限らず、委任状を使用する場合が想定されるので記載しております。 | |
| 41 | 入札説明書 | 入札等の日程 | 10 | 3 | | | | | 「基本協定」ならびに「設計及び建設工事請負契約」の締結予定時期が記載されていますが、締結前に各条文に対し、官民双方の解釈の相違を防止するための確認期間とそれに伴う修正調整期間が必要かと思えます。したがって、締結時期はあくまでも予定であり、市と落札者の両者合意の上で締結時期は若干遅れる可能性があるものと理解していますがよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。なお、本事業の契約手続きの原則については、「佐世保市財務規則」と「佐世保市建設工事及び建設コンサルタント業務の契約事務に関する要綱」をご参照ください。 | |
| 42 | 入札説明書 | 技術対話 | 12 | 4 | 5 | 3 | | | 本事業の内容や要求水準書に対する入札参加者の理解を深めるために行う技術対話では、事前に提出する提案の内容が、佐世保市様との解釈の相違により要求水準を満たしてないと判断された場合、その内容をご指摘頂けると考えてよろしいでしょうか。また、その内容を修正した上で、技術提案書を提出することになるのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | |
| 43 | 入札説明書 | 技術対話 | 12 | 4 | 5 | 3 | | | 入札の公平性を保つため、技術対話の内容は、いかなる内容であろうと公表すべきでないと考えますがいかがでしょうか。 | 入札の公平性を保つためには、技術対話の内容は入札参加者の秘密(ノウハウ等)に属する内容を除き、概略を公表する予定です。 | |
| 44 | 入札説明書 | 技術提案書 | 13 | 4 | 6 | | | | 技術提案書の内容は、原則第1次技術提案書の内容と同内容であり、技術対話により要求水準を満たさないと指摘された部分についてのみ修正できるものと考えますがよろしいですか。 | 「第1次技術提案書からの変更箇所調査」に修正内容を明示しただけであれば、技術対話の内容にかかわらず修正・変更は可能です。なお、技術対話において技術評価委員会から修正すべき箇所を具体的に指摘することはありません。 | |
| 45 | 入札説明書 | 技術評価委員会の設置 | 14 | 5 | 2 | | | | 技術評価委員会の委員の選定基準と選定理由及び選定前に審査された全ての候補者をご教示ください。 | 本入札手続きにおいて何ら関連性のない質問のため回答を控えていただきます。 | |
| 46 | 入札説明書 | 技術評価委員会の設置 | 14 | 5 | 2 | | | | 12月11日公表の実施方針(変更版)に対する質問回答書No.10で、以前設置されていた検討委員会とはまったく別の委員会であるとの回答でした。しかし、以前の検討委員会において無機疎過方式の決定に深く関わった2名が留任しておられ、「まったく別の委員会」とは考えにくいと思われれます。その両氏が自ら決定に携わった結論と相反する審査結果を出すという公平性・公正性の履行は無理かと考えられます。また、両氏は、前委員会時に努めていた役職をすでに退官、退任されており、現在、公的な立場にありません。本件のように重要な審査・評価では、審査委員の公的あるいは社会的地位により公平性・公正性が担保されるべきと考えられます。他の3名が新任であるのに、私的な立場の両氏を留任させた明確な理由をご回答願います。 | 本入札手続きにおいて何ら関連性のない質問のため回答を控えていただきます。 | |

入札説明書等に関する質問回答書(参加資格関係、第1回(変更版))

| No. | 資料名 | タイトル | 頁 | 該当箇所 | | | | | 内容 | 回答 | 変更 |
|-----|-------|-----------------|----|------|---|---|-----|------|--|--|----|
| | | | | 章 | 項 | 目 | 節 | 細目 | | | |
| 47 | 入札説明書 | 技術評価委員会の設置 | 14 | 5 | 2 | | | | 技術部分のみを評価または審査する技術評価委員会であるならば、技術について資格や有識者であるという社会的基準を満たし、市ならびに市に關係する諸団体あるいは入札参加資格を有する企業など一切のかわりを持たない者を選考するべきと考えます。技術評価委員会の委員5氏がこれら要件を満足し、公平、公正な審査、評価が出来ることを証明する為に、5氏の出自を明らかにし委員選定理由のご説明をお願いします。また、審査によって業者を(事実上)選考するとすれば、約20年にわたる契約内容の履行を担保させなければなりません、市長あるいは責任部局長が関与しないため、選考に関わっての行政責任は、技術評価委員会が負うという理解でよろしいでしょうか。 | 本入札手続きにおいて何ら関連性のない質問のため回答を控えていただきます。なお、落札業者の決定及び選考に関する行政責任は管理者にあります。 | |
| 48 | 入札説明書 | 落札者の決定 | 15 | 5 | 3 | 3 | (2) | | 「落札者名は、開札場所において開札立会人全員に対して口頭で周知する。」とありますが、通常ですと契約優先候補者など、あくまで優先交渉権を得た者という認識です。ご確認のほど、よろしくをお願いします。 | 本事業では、総合評価一般競争入札方式によりますので、総合評価点が最も高い者を落札者として選定します。なお、入札説明書5.6.5に記載のとおり、本市と落札者との間で契約締結に至らない場合もあります。なお、入札説明書(第3回変更版)もご参照ください。 | ○ |
| 49 | 入札説明書 | 第1次技術提案書の審査 | 15 | 5 | 4 | 2 | (1) | | 「第1次技術提案書の審査は、委員会において技術評価基準に従って実施するが、この段階で可否の判定は行わない」とありますが、第1次技術提案書の審査段階では技術点は算定せず、あくまでも入札書類審査において技術点が算定されるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | |
| 50 | 入札説明書 | 価格点の算定 | 15 | 5 | 5 | 3 | (1) | ① | 「予定価格を上回る入札は、価格点を0点とする。」とありますが、今後入札書提出までの間に予定価格を公表される予定でしょうか。 | No.25の回答をご参照ください。 | |
| 51 | 入札説明書 | 価格点の算定 | 15 | 5 | 5 | 3 | (1) | ① | 今回公表された「調達コストの目安」の金額で入札した場合でも、予定価格を超過し価格点が0点となる事があるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | |
| 52 | 入札説明書 | 価格点の算定 | 15 | 5 | 5 | 3 | (1) | ① | 「予定価格を上回る入札は、価格点を0点とする」とありますが、ここでいう予定価格の金額は調達コストの目安とは異なるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | |
| 53 | 入札説明書 | 落札者の決定 | 15 | 5 | 5 | 3 | (2) | | 開札と落札者決定が同日になっていますが、開札後、市内部において特段の手続きを要せず、直ちに落札者が決定され、その場で発表されるのでしょうか。 | ご理解のとおりです。No.48、54の回答もご参照ください。 | |
| 54 | 入札説明書 | 落札者の決定 | 16 | 5 | 5 | 3 | (2) | | 「落札者名は、開札場所において口頭で周知する」と記載があります。つまり、市長や責任部局長の承認または報告も行わずに落札者の決定を行なうこととなります。一般的には、落札候補者を決定し、関係者の承認を得て落札者が決定されます。よって、落札者は落札候補者の間違ひではないのか回答をお願いします。また、落札者が正解である場合、その場で落札者を決定するので、約20年間の契約内容の履行を担保させる行政責任を市長は取れません。この時の行政責任の所在を明らかにしてください。 | ・本事業の入札手続きは、「佐世保市建設工事総合評価落札方式(簡易型)試行要綱」に準じて、開札時には入札を保留とし、後日落札者を決定することとしますので、入札説明書の該当部分を修正します。入札説明書(第3回変更版)をご参照ください。 ・本事業の契約においては、本市水道局の契約権者は市長ではなく管理者となります。 | ○ |
| 55 | 入札説明書 | 設計及び建設工事請負契約の締結 | 16 | 5 | 6 | 2 | | | 「落札者と設計及び建設工事請負契約を締結する」とありますが、「落札者」には設計及び建設工事に関与しない「維持管理及び運転業務」だけを担当する企業も含まれます。設計及び建設工事に関与しない企業も契約当事者として設計及び建設工事請負契約を締結する目的をご教示下さい。 | DBO事業としての連続性・効率性を確保する観点から、維持管理企業には特に設計の段階で関与していただきたいという趣旨です。 | |
| 56 | 入札説明書 | 設計及び建設工事請負契約の締結 | 16 | 5 | 6 | 2 | | | 「本市は、(中略)落札者と設計及び建設工事請負契約を締結する」と記載されています。これは、設計及び建設工事業務をグループ全体で契約することを意味し、このため、設計業務や建設工事業務に関与しない維持管理企業とも契約となり、同企業は工事をリスクを背負うこととなります。よって、設計及び建設工事請負契約はグループ内の建設共同企業体との契約とすることは可能でしょうか、ご教示願います。 | 維持管理企業が負担する工事リスクについては、代表企業とグループ各構成員間で締結していただく業務分担契約書で仕分けを明確にしてください。後段についてはできません。 | |
| 57 | 入札説明書 | SPCの設立 | 16 | 5 | 6 | 3 | | | SPCの本店住所を山の田浄水場内としてよろしいでしょうか。 | 実施方針に関する質問回答書(修正版)No.99に回答のとおり、山の田浄水場内とすることはできません。 | |
| 58 | 入札説明書 | 第1次技術提案書 | 18 | 6 | 2 | | | | 「提案の根拠となる参考価格を示すこと」とありますが、①公正な入札を確保するため、第1次技術提案書では金額の提示を避けるべきと考えます。したがって、第1次技術提案書では、設計根拠図書(計算書、図面等)及び添付資料のうち、計算書、業務別内訳及びその算出根拠は提示不要と考えてよいですか。②もし、①において提出の必要がある場合は、参考価格と入札価格の金額は異なる可能性が高いですがよろしいでしょうか。 | ①については必ず提出をお願いします。②についてはご理解のとおりです。 | |
| 59 | 入札説明書 | 第1次技術提案書 | 18 | 6 | 2 | | | | 「下記6.3(表6-3)に示す技術提案書の各項目を概略網羅した内容とする」となっておりますが、表6-3では「技術提案書①第1次技術提案書からの変更箇所調書」の記載があります。この項目は第1次技術提案書に必要なため、第1次技術提案書からこの項目を除いてよいですか。 | ご理解のとおりです。 | |
| 60 | 入札説明書 | 第1次技術提案書 | 18 | 6 | 2 | | | | 「入札参加者名が特定されるような名称、マーク等の記載を行わないこと」とありますが、地元企業の育成活用に関する提案等においては構成員以外の企業名を記載することは可能でしょうか。 | 具体的な企業名又は企業名が特定できるような記載は必要ありません。当該企業の概要のみを記載してください。 | |
| 61 | 入札説明書 | 入札価格内訳書 | | | | | | 様式10 | 基本維持管理費の中で、利益を記載することになっていますが、これはSPCの利益という理解でよいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | |
| 62 | 入札説明書 | 入札価格内訳書 | | | | | | 様式10 | ①入札価格内訳書はA3サイズでもよろしいでしょうか。 ②入札価格内訳書に記載する金額については千円単位で記載することも可能ですか。 ③入札価格内訳書は、「設計・建設期間」と「維持管理・運営期間」に分けて2枚ともよろしいでしょうか。 | ①、②、③ともご理解のとおりです。 | |
| 63 | 入札説明書 | 入札送付用封筒 | | | | | | 様式11 | 入札送付用封筒記載要領(表面)に工事番号「21佐水建第〇〇号」とありますが、〇〇の数字をご教示ください。 | 様式に追記しますのでご確認ください。 | |
| 64 | 入札説明書 | 維持管理企業に関する要件 | 7 | 2 | 2 | 2 | | | ③「受託水道業務技術管理者としてSPCに在籍し、本施設に常勤できること。」となっておりますが、受託水道業務技術管理者は構成員からの在籍出向(身分は出向元の従業員のま)という形態でよろしいでしょうか。また、受託水道業務技術管理者はその業務及び出向元業務の双方を兼務してよいものと考えます。 | 前段については、ご理解のとおりです。後段については、維持管理及び運営業務委託契約書(案)第13条第2項に従って兼務は不可とします。 | |

入札説明書等に関する質問回答書(参加資格関係、第1回(変更版))

| No. | 資料名 | タイトル | 頁 | 該当箇所 | | | | | 内容 | 回答 | 変更 |
|-----|----------|-------------------------|----|-------------|---|------|---|----|--|---|----|
| | | | | 章 | 項 | 目 | 節 | 細目 | | | |
| 65 | 入札説明書 | 入札参加表明書、入札参加資格確認申請書等の提出 | 11 | 4 | 4 | 1 | | | 2月8～10日の提出期間以降は、P7「2.4入札参加者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合の取扱い」に記載のある場合を除き、構成員の追加変更は一切認められないのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | |
| 66 | 入札説明書 | 入札参加資格確認時の提出書類 | 17 | 6 | 1 | | | | 以下の書類については、原本ではなく、写しでもよろしいでしょうか。 ①定款 ②一級建築士事務所登録を証明する書類 ③技術士の有資格者が1名以上在籍していることを証明する書類 ④代表企業とグループ各構成員間の業務分担に関する協定書又はその覚書 | ご理解のとおりです。 | |
| 67 | 入札説明書 | 入札参加資格確認時の提出書類 | 18 | 6 | 1 | | | | 設計業務及び工事に関する協定書等の対象者には契約当事者となる維持管理企業も含むとの理解でよろしいでしょうか。また、この場合は維持管理企業の「②各構成員の分担業務と価額」は「分担業務 なし・価額 0円」でよろしいでしょうか。 | 前段についてはご理解のとおりです。また、「②各構成員の分担業務と価額」については事業者によりますが、分担業務がなければご理解のとおりです。 | |
| 68 | 入札説明書 | 入札参加資格確認時の提出書類 | 18 | 6 | 1 | | | | 「②各構成員の分担業務と価額」のうち価額については、設計図等が未完成のこの時点での金額確定はできないため、価額の提示は除外していただけないでしょうか。 | No.72の回答をご参照ください。 | |
| 69 | 入札説明書 | 入札参加資格確認時の提出書類 | 18 | 6 | 1 | | | | 「④構成員間の必要経費の配分方法」の必要経費とは請負代金との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | |
| 70 | 入札説明書 | 入札参加資格確認申請時の提出書類 | 18 | 6 | 1 | 表6-1 | | | 業務分担に関する協定書・覚書で含めるべき事項として、②各構成員の分担業務と価額がありますが、この時点で業務毎の価額が定まっていない場合には記載しなくても宜しいでしょうか。 | No.72の回答をご参照ください。 | |
| 71 | 入札説明書 | 入札参加資格確認申請時の提出書類 | 18 | 6 | 1 | 表6-1 | | | 業務分担に関する協定書・覚書で含めるべき事項として、④構成員間の必要経費の配分方法と、⑤共通費用の分担方法がありますが、両者の違いをご教示下さい。 | 必要経費とは工事の施工に必要な経費、共通費用とは工事の施工中発生する経費のことです。 | |
| 72 | 入札説明書 | 入札参加資格確認申請時の提出書類 | 18 | 6 | 1 | 表6-1 | | | 「業務分担に関する協定書又はその覚書」を求めておられますが、それに記載すべき内容はいずれも応札・提案作業の全期間を通じて検討し、柔軟に変更していくべきものと考えられ、これを早期に提出とすれば、後々の提案・応札との齟齬が生じかねず、よりよい提案を行うことが出来ないものと考えます。当該書類の提出は、応札・提案作業がほぼ完了となる「入札書及び入札価格内訳書」の提出と同時にいただくように変更願えませんでしょうか。 | 協定書又は覚書そのものは必ず提出してください。ただし、入札参加資格確認申請の段階で決定できない内容についてはその旨を記載してください。 | |
| 73 | 入札説明書 | 業務分担に関する協定書又はその覚書 | 18 | 6 | 1 | | | | グループの中での詳細な業務分担は、質問回答書がすべてそろい、入札説明書等の内容を十分に理解した上で時間をかけて決定するものです。入札参加資格要件を満足することを前提に、業務分担に関する協定書又はその覚書に記載した業務分担を入札段階において若干変更することは構わないという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | |
| 74 | 入札説明書 | 業務分担に関する協定書又はその覚書 | 18 | 6 | 1 | | | | 「協定書又は覚書には、②各構成員の分担業務と価額の事項を含むこと」とありますが、価額については応札金額確定時点でないこと決定は不可能です。また、応札金額を予想可能な金額を事前に提示することは公正な入札を妨げることに繋がりがありません。以上より、価額については記載しなくても良いという事に訂正いただけませんかでしょうか。 | No.72の回答をご参照ください。 | |
| 75 | 入札説明書 | 業務分担に関する協定書又はその覚書 | 18 | 6 | 1 | | | | 「業務分担に関する協定書又はその覚書」の中で各構成員の分担業務を記載することになっていますが、設計業務の役割分担は事業者の判断によるものと考えてよろしいでしょうか。すなわち、設計業務を各構成員(設計企業や建設企業)で分担してもよいという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | |
| 76 | 入札説明書 | 入札参加資格確認時の提出書類 | 18 | 6 | 1 | | | | 「設計業務及び工事に関して、代表企業とグループ構成員間の業務分担に関する協定書又はその覚書」について①代表企業の権限とはどのような事項を記載することを想定していますか。また、権限ではなく、責務ではないでしょうか。③取引金融機関とは何の取引に使う金融機関ですか。④、⑤について入札前段階の必要経費や共通費用についてですか。それとも落札後の業務についての必要経費や共通費用についてですか。また、①～⑦の事項について記載があれば、内容の如何を問わず入札参加資格者として認めていただけますか。 | ①、③～⑤については国土交通省の「特定建設工事共同企業体協定書」(乙型)に記載された内容を想定しています。また、最後段についてはNo.72の回答をご参照ください。 | |
| 77 | 入札説明書 | 入札参加資格確認時の提出書類 | 18 | 6 | 1 | | | | 「設計業務及び工事に関して、代表企業とグループ構成員間の業務分担に関する協定書又はその覚書」について、質問回答の公表が平成22年1月22日となり、その内容を確認後、本協定書又は覚書を作成し、構成員各社決議、捺印して平成22年2月10日に提出することは現実的に不可能ですので、入札参加資格申請時の書類から除外いただくか、提出を1ヶ月以上遅らせていただけませんかでしょうか。 | No.72の回答をご参照ください。 | |
| 78 | 入札説明書 | 代表者氏名 | 19 | 様式2、4～10、12 | | | | | 各様式(2,4,5,6,7,8,9,10,12)には、代表者氏名を記載する欄がありますが、ここという代表者とは、貴市に対する入札参加指名願いにおいて委任を受けている者(支店長・部長などの氏名を記載するべきでしょうか)。 | ご理解のとおり、市に登録している代表者名又は委任登録している委任者名とします。 | |
| 79 | | | | | | | | | 今回の建設工事期間(平成22年8月下旬～平成27年3月31日・予定)に企業体として参加してもし受注した場合、その後の佐世保市・水道局発注の一般競争(一般土木・建築・水道管・水道施設)が発注された場合、上記工期が終了するまで参加資格に制限(1億5千万以上受注した場合、工事終了まで一般競争に参加できない。)があるのでしょうか。 | ご理解のとおり、佐世保市水道局の制限付き一般競争入札では参加資格に制限が付されることが一般的です。 | |
| 80 | 基本協定書(案) | リスク分担 | 1 | 4 | | | | | 本条では、「…当該リスクをもっとも効率的に管理し得る者が適切に負担することを確認する。」と規定されておりますが、このリスク分担については、「実施方針」別紙1の「リスク分担表」に基づくという理解でよろしいでしょうか。 | なお書きにあるとおり、事業契約において網羅されているリスク分担です。 | |
| 81 | 基本協定書(案) | SPCの設立等 | 2 | 6 | 5 | | | | 「SPCの定款において、会社法第326条第2項に定める監査役を設置及び会計監査人の設置に関する定めを置かなければならない。」となっておりますが、会社法では会計監査人や監査役を置くことができるとなっているため、会計監査人及び監査役の設置義務はないと考えてよいですか。 | 監査役及び会計監査人の双方を設置してください。 | |

入札説明書等に関する質問回答書(参加資格関係、第1回(変更版))

| No. | 資料名 | タイトル | 頁 | 該当箇所 | | | | | 内容 | 回答 | 変更 |
|-----|------------------------|-----------------|---|------|---|---|---|-----|---|--|----|
| | | | | 章 | 項 | 目 | 節 | 細目 | | | |
| 82 | 基本協定書(案) | 事業契約 | 2 | 7 | 2 | | | | 乙の中には維持管理企業等建設業の資格を有していない者も含まれることとなりますが、そのような者は設計・建設工事請負契約を締結しないとの理解でよろしいでしょうか。現在の設計・建設工事請負契約上は、そのような者も契約を締結するとの建付けとなっておりますため、ご確認いただければ幸いです。 | No.56の回答をご参照ください。 | |
| 83 | 基本協定書(案) | 事業契約 | 2 | 7 | 4 | | | | 業務の分担に関する契約に関し、契約書の雛形がありましたらご提示下さい。 | 雛型はありませんが、国土交通省の「特定建設工事共同企業体協定書」(乙型)を参考としてください。 | |
| 84 | 基本協定書(案) | 事業契約 | 2 | 7 | 4 | | | | 「設計及び建設業務に関して、乙の代表企業と乙の構成員との間で業務の分担に関する契約を締結し」とありますが、「業務の分担に関する契約」については市側で契約案をご用意いただけるのでしょうか。市側のご用意がなく任意の様式である場合、契約に含まなければならない内容がありましたら教示下さい。 | No.83の回答をご参照ください。 | |
| 85 | 基本協定書(案) | SPCの設立等 | 2 | 6 | 2 | | | | 「代表企業の株式保有割合は、SPCの設立から維持管理・運営期間の終了まで100分の50を超えるものとし、…また構成員のうち市内業者の株式保有割合の合計は、SPCの設立から維持管理・運営期間の終了まで100分の30を超えるものとしなければならない」となっていますが、入札説明書P.5では「代表企業の株式保有割合は…100分の50以上とし、また構成員のうち市内業者の株式保有割合は…100分の30以上」となっております。入札説明書を正としてよいですか。 | 基本協定書(案)を正とします。 | |
| 86 | | 出資者保証書の様式 | 6 | 別紙1 | | | | | | | |
| 87 | 基本協定書(案) | 業務の分担に関する契約 | 2 | 7 | 4 | | | | 「乙は、設計・建設工事請負契約の締結後、…業務の分担に関する契約を締結し…」とありますが、これは入札参加資格確認申請時に提出する『業務分担に関する協定書』は、入札時の提案内容によって変更があることを想定し、最終的に決定した内容にしたがって業務の分担に関する契約を改めて締結するという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | |
| 88 | 基本協定書(案) | 事業契約不調の場合における処理 | 3 | 10 | 2 | | | | 「乙は、第8条…に掲げる維持管理・運営業務委託契約の契約金額の10パーセントに相当する額を、損害賠償として甲の指定する期間内に支払わなければならない。」となっておりますが、乙の定義として構成員の全てとなり、出資しない協力企業が含まれてしまい、その企業が維持管理・運営とは関係がないにもかかわらず、維持管理・運営委託契約の損害賠償額を支払うことには違和感があります。損害賠償額を支払うのは乙のうち出資企業としていただけませんか。 | 建設企業のうち協力会社の帰責事由による工期遅延等により維持管理運営の開始の目的が立たなくなったため、維持管理・運営業務委託契約の締結に至らないといったケースでは、当該協力会社にも損害賠償債務が及ぶと考えられますので、原文のとおりとします。 | |
| 89 | 基本協定書(案) | 事業契約不調の場合における処理 | 3 | 10 | 2 | | | | 損害賠償の支払期限については、合理的な期間としていただきたく存じますので、次の通り下線部をご追記いただけないでしょうか。「…損害賠償額として、甲の指定する合理的な期間内に支払わなければならない。」 また、甲側の理由(甲の帰責事由による場合も含みます。)によって維持管理・運営業務委託契約が締結できない事態も想定され、この場合乙の被る損害は非常に大きく、維持管理・運営業務委託契約34条4項において甲の任意解除の場合の乙に対する損害賠償義務を規定していることとの平仄をも考えますと、甲についても乙と同様の損害賠償の規定をご追記いただけないでしょうか。例えば、10条2項の末尾に「また、甲側の理由(甲の責めに帰すべき事由による場合も含む。)により甲とSPCの間で維持管理・運営業務委託契約の締結に至らなかった場合、甲は、第8条(契約金額)第1項第(2)号に掲げる維持管理・運営業務委託契約の契約金額の10パーセントに相当する額を、損害賠償額として乙の指定する合理的な期間内に支払わなければならない。」とご追記いただけないでしょうか。 | 前段についてはご要望のとおり追記します。後段については原文のとおりとします。 | |
| 90 | 基本協定書(案) | 事業契約不調の場合における処理 | 3 | 10 | 4 | | | | 「3項」の誤りかと存じます。 | ご指摘のとおりですので修正します。 | |
| 91 | 基本協定書(案) | 出資者保証書の様式 | 6 | | | | | 別紙1 | 市様に事前承諾を得なければならない株式の譲渡相手方たる「第三者」は、出資者保証書上の「当社ら」以外の第三者ということよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | |
| 92 | 維持管理及び運営業務に関する基本契約書(案) | SPC等の支援 | 2 | 5 | 2 | | | | 「代表企業は、維持管理・運営業務委託契約に基づくSPCの甲に対する損害賠償義務及び違約金支払義務の履行を保証するものとする。」とありますが、株主としての代表企業はもちろんSPCの経営について責任を持つものですが、金銭的には出資額を限度として責任を負うというのが一般ルールです。当該規定のごとく金額的上限を設けて保証を要請するというのでは、そもそもSPCを組成する意味はないのではないのでしょうか。当該規定の見直しをご検討ください。少なくとも違約金については、「維持管理及び運営業務委託契約書(案)」にて契約保証措置も要請されていますので、過剰な要請ではないでしょうか。 | 本事業では、代表企業を始めとする各出資会社の参画と支援のもとで、SPCが単なる出資会社の倒産リスクを遮断するためのペーパーカンパニーではなく、実質的に維持管理運営業務を行う主体として機能することを期待しています。本条文は、この考え方に基づくものですので、原文のとおりとします。 | |